

2025 年度

国家資格

消費生活相談員資格試験

(消費生活専門相談員資格認定試験)

受 験 要 項

受付期間：2025 年 6 月 16 日（月）～7 月 31 日（木）

当日消印有効(郵送申込の場合)

当日中（オンライン申込の場合）

試 験 日：第 1 次試験 2025 年 10 月 18 日（土）全国 22 か所

第 2 次試験 2025 年 12 月 13 日（土）神奈川、大阪、福岡
12 月 14 日（日）宮城、愛知

※受験申込について

この受験要項を最後までよく読んだ上で、お申し込みください。申込みをされた場合は、受験要項に記載された全ての事項について同意いただいたものとしますので予めご了承ください。

※この試験について

合格すると、消費生活相談員資格（国家資格）と、消費生活専門相談員資格の両方が付与されます。

[国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスク]

＜受験申込方法・受験手数料・キャンセル等に関する問い合わせ先＞

2025 年 6 月 13 日（金）～9 月 17 日（水）

TEL 0476-33-7158

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）（業務委託先：日本通信紙株式会社）

[国民生活センター資格制度課] ＜試験に関する問い合わせ先＞

TEL 03-3443-7855

受付時間 9:30～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

登録試験機関

独立行政法人 国民生活センター

目 次

2025 年度 消費生活相談員資格試験 スケジュール	1
1. この試験について	2
2. 本試験の合格者に付与される資格	2
3. 受験資格	3
4. 受験手数料	3
5. 試験日時・試験地・受験申込の流れ等	3
6. 試験科目・出題形式・合否判定基準	5
7. 受験申込手続き	6
8. 受験手数料の納付	9
9. 試験の一部免除措置の申請	9
10. 受験申込後のキャンセル	10
11. 第1次試験当日の注意事項等	11
12. 第2次試験当日の注意事項等	12
13. 第1次試験試験問題公表及び正答発表	13
14. 結果通知等	13
【記入例1】受験申込書	14
【記入例2】試験の一部免除を申請する場合（9.①区分Aの例）	15
【記入例3】試験の一部免除を申請する場合（9.②区分Bの例）	16
【記入例4】試験の一部免除を申請する場合（9.③区分Cの例）	17
《参考1》第1次試験の出題形式	18
《参考2》勉強方法、参考図書・参考ウェブサイト一覧	19
当センター独自の資格認定制度「消費生活専門相談員」資格との関係	21

個人情報の取り扱いについて

受験申込書及び試験により取得した個人情報は、当センター及び当試験の業務委託先（日本通信紙株式会社）において、試験に係る事務及び消費生活専門相談員資格認定に係る事務を適正に実施するために必要な範囲内で利用します。取得した個人情報は、適切に管理し、正確かつ安全に取扱います。また、本試験に関する資料を作成し、特定の個人を識別できる情報を除いて公表することがあります。

なお、合格者の個人情報（氏名、生年月日、住所）については、消費者安全法施行規則第8条の20に基づき、消費者庁に提出します。

.....

特定商取引法第13条との関係について

当試験に申込みをされた場合は、当センターが電磁的方法により特定商取引法第13条に基づく通知を提供することについて同意いただいたものとしますので予めご了承ください。

2025 年度 消費生活相談員資格試験 スケジュール

受 験 申 込 受 付 期 間	2025 年 6 月 16 日（月）～ 7 月 31 日（木） 当日消印有効 （郵送申込）、 当日中 （オンライン申込） ◎8 月 1 日（金）以降の消印のものは、受け付けできません。
受 験 票 発 送	9 月 10 日（予定）
第 1 次 試 験	10 月 18 日（土） 全国 22 か所
第 1 次 試 験 の 合 否 結 果 通 知	11 月 25 日（予定）
第 2 次 試 験	12 月 13 日（土） 神奈川、大阪、福岡 12 月 14 日（日） 宮城、愛知
第 2 次 試 験 の 合 否 結 果 通 知	2026 年 1 月 9 日（予定）

【重要な情報】以下のウェブサイトに掲載します。適宜ご確認をお願いします。

■国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html 掲載例：受験要項、第 1 次試験問題等、試験結果など、試験に関する情報	
■消費生活相談員資格試験お知らせサイト https://shikakushiken.kokusen.go.jp/ <u>オンラインで申込みをされる方は、このサイト（以下「お知らせサイト」という）からお申し込みください。</u> 掲載例：最終合格者受験番号、各種通知発送の連絡、試験中止等の緊急連絡など、受験者へのお知らせ	

- 1) 受験申込書にメールアドレスを記載された方には、「お知らせサイト」に掲載した受験者に対するお知らせ等を、メール（以下「お知らせメール」という）でもご案内します。ドメイン「e-ntk.co.jp」を受信できるよう、予め設定をお願いします。
- 2) 1) 以外にも、受験申込書等の不備など、記入内容に関する問い合わせや、受験申込書面審査完了のお知らせ等のため、ヘルプデスク（ドメイン「e-ntk.co.jp」）から「お知らせメール」を送信します。「受験申込書面審査完了」のメールは、原則として受験申込書を受理した方全員に送信しますので、8 月 8 日（金）までに届かない場合は、8 月 14 日（木）までに、ヘルプデスクに電話でご連絡ください。
- 3) 災害及びその他の事情により第 1 次試験を中止する場合は、10 月 17 日（金）の 20 時まで、それ以降に発生した災害等により第 1 次試験を中止又は開始時間を繰り下げる場合は、10 月 18 日（土）の試験開始前までに、その旨を「お知らせサイト」に掲載し、該当する会場の受験者には「お知らせメール」でもご連絡します。

1. この試験について

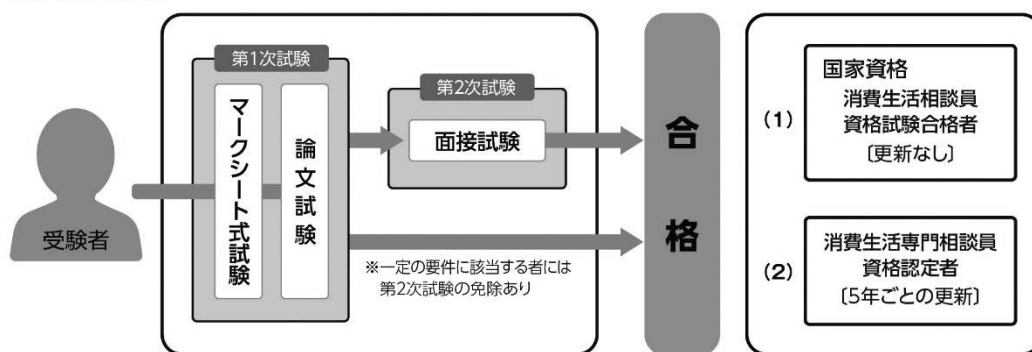
国民生活センターでは、1991 年度に国・地方公共団体等が行う消費生活相談業務に携わる消費生活相談員のための公的資格として『消費生活専門相談員資格認定制度』を創設し、毎年度試験を実施してきました。

2014 年 6 月、消費者安全法が改正され、地方公共団体における消費生活相談体制を強化するために、消費生活センター等に事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する消費生活相談員を置くこととし、消費生活相談員は、「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用されることとなりました。

同法は 2016 年 4 月 1 日に施行され、当センターは登録試験機関として、2016 年度から「消費生活相談員資格試験」（国家試験）を実施しており、2025 年度は第 10 回の試験となります。この試験は、相談現場に消費生活相談員として第一歩を踏み出す際に必要な基礎的な知識とその活用能力を確認することを目的に実施します。

本試験は、第 1 次試験を全国 22 か所、第 2 次試験を全国 5 か所で実施します。第 1 次試験は、マークシート式試験及び論文試験を実施し、第 1 次試験を通過した者について、第 2 次試験である面接試験を実施します。なお、一定の要件に該当する場合、申請により第 2 次試験が免除されます（詳細は「9. 試験の一部免除措置の申請」を参照）。

【図】試験のしくみ



2. 本試験の合格者に付与される資格

(1) 「消費生活相談員資格」（国家資格 更新なし）

登録試験機関の長である当センター理事長名で合格証（A4 縦サイズ 賞状タイプ）を交付します。

(2) 「消費生活専門相談員資格」（5 年ごとの更新）

当センター理事長名で資格認定証（カードタイプ）を交付します。

※注意事項

当試験は、地方公共団体等の消費生活相談員採用試験ではなく、合格しても就職を保証するものではありません。就職を希望する場合は、各自で就職活動を行う必要があります。応募条件等は、採用募集をしている地方公共団体等に直接お問い合わせください。

3. 受験資格 年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、誰でも受験できます。

4. 受験手数料 14,300円 (税抜価格13,000円+消費税額1,300円)
納付方法は「8. 受験手数料の納付」を参照

5. 試験日時・試験地・受験申込の流れ等

(1) 試験日時

＜第1次試験＞

試験日	時間割	内容
2025年10月18日(土)	10:10～10:30	注意事項等の伝達、問題用紙等配布
	10:30～12:30	マークシート式試験
	12:30～13:20	休憩
	13:20～13:30	注意事項等の伝達、問題用紙等配布
	13:30～15:00	論文試験

＜第2次試験＞【2025年度：開催都市及び曜日を一部変更】

試験日	試験時間	内容
2025年12月13日(土) 神奈川、大阪、福岡 12月14日(日) 宮城、愛知	10時～17時で各自に指定した時間から10～15分程度	面接試験

(2) 試験地

試験会場所在地等詳細は、「お知らせサイト」に掲載します。

＜第1次試験＞

22か所で実施します。希望者が会場ごとに想定する定員を超えた場合はやむを得ず近隣県会場を割り当てることがあります。早めのお申込みをお勧めします。

北海道(札幌市)、宮城県(仙台市)、秋田県(秋田市)、栃木県(宇都宮市)、埼玉県(さいたま市)、千葉県(船橋市)、東京都(新宿区)、富山県(富山市)、長野県(長野市)、静岡県(静岡市)、愛知県(名古屋市)、滋賀県(大津市)、大阪府(大阪市)、鳥取県(鳥取市)、岡山県(岡山市)、徳島県(鳴門市)、愛媛県(松山市)、福岡県(福岡市)、佐賀県(佐賀市)、大分県(大分市)、鹿児島県(鹿児島市)、沖縄県(那覇市)

＜第2次試験＞

5か所で実施します。原則として申し込んだ試験地で受験していただけます。

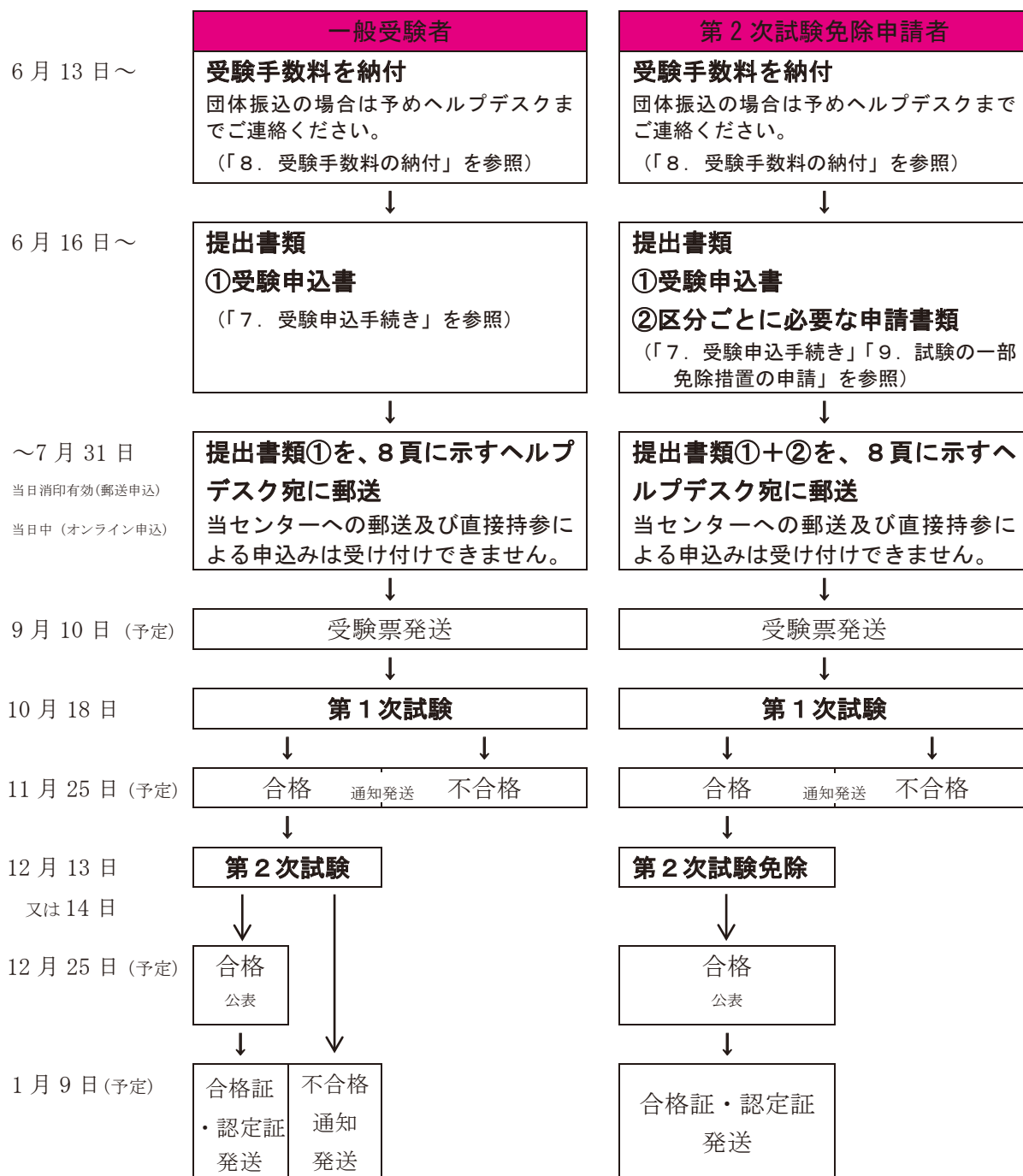
12月13日(土) 神奈川県(川崎市)、大阪府(大阪市)、福岡県(福岡市)

12月14日(日) 宮城県(仙台市)、愛知県(名古屋市)

(3) 受験申込の流れ等

受験申込の流れ及びスケジュール概要等を以下に示します。受験申込にあたっては、必ず「7. 受験申込手続き」、「8. 受験手数料の納付」、「9. 試験の一部免除措置の申請」を確認した上で、お申し込みください。

＜受験申込の流れ及びスケジュール概要＞



* 太字ゴシック体：受験申込者

* 細字明朝体：国民生活センター

6. 試験科目・出題形式・合否判定基準

(1) 試験科目

- ① 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
- ② 消費者行政に関する法令に関する科目
- ③ 消費生活相談の実務に関する科目
- ④ 消費生活一般に関する科目
- ⑤ 消費者のための経済知識に関する科目

※第1次試験問題における出題の根拠となる法令等は、2025年5月1日時点で施行されているものです。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の内容について、その概要に関して問う問題を出題することがあります。

※「論文試験」及び「面接試験」は、上記のうち、③の科目の一環として行います。

(2) 出題形式（「＜参考1＞第1次試験の出題形式」を参照）

第1次試験 (A) マークシート式試験（全160問、各問1点、160点満点）

(B) 論文試験（100点満点）

論文試験は、相談内容を分析し、問題点をまとめ、資料を作成する能力を判定するために出題します。このため、「体験談」や「感想文」といった作文ではなく、以下の評価の観点を踏まえ、客観的な事実に基づき論理的に考察した論文である必要があります。

[評価の観点]・出題の趣旨をよく理解し、テーマに関する要点が適切に記載されているか。

- ・指定語句を、論旨に沿って適切に使用しているか。
- ・出題に関する知識や能力、問題意識を有しているか。
- ・広い見地から考察し、適切な結論を下しているか。
- ・論理に矛盾や飛躍がなく、論旨が明確になっているか。
- ・消費生活センター・消費生活相談窓口、消費生活相談員の役割を踏まえて消費者問題を考察しているか。

第2次試験 面接試験

上記6.(1)の試験科目から出題します。消費生活相談を行う上での知識を相談事例に基づき確認するものです。具体的には、法律や制度を当てはめて、解決方針や助言内容の検討等を行います。そのほか、コミュニケーションスキルや聴き取り能力などの技術を総合的に評価します。

(3) 合否判定基準

合否判定基準は、次の通りです。

第1次試験

マークシート式試験と論文試験がそれぞれ以下の基準を満たした場合に第1次試験合格とします。ただし、論文試験については、マークシート式試験の得点が基準を満たした場合のみ採点対象とします。

論文試験を欠席、棄権した者のマークシート式試験の答案は採点しません。

(A) マークシート式試験

160点満点中、原則として65%（104点）以上の得点があった者とする。

ただし、「マークシート式試験」における平均点等の状況により、試験委員会が「マークシート式試験」通過者を決定する。

(B) 論文試験

①100点満点中、60%以上の得点があった者とする。

②採点は2人の採点者で行い、それぞれの評価点（50点満点）を合計した点数を得点とする。

③評価は、10段階とする。

以下の答案については、減点の対象とする。

- ・指定語句の不使用
- ・指定語句に下線を引いていない場合
- ・原稿用紙の使い方の不適、誤字・脱字

④採点者間で採点格差が生じた場合は、必要に応じ、平均点等の状況を踏まえ、試験委員会が得点調整を行う。

第2次試験

2名の面接委員（判定者）の評価（5～1の5段階）の合計点が、5点以上の者を合格とします。

7. 受験申込手続き

(1) 受験申込方法

①郵送申込

②オンライン申込：詳細は「お知らせサイト」をご覧ください。

(2) 受験申込受付期間

2025年6月16日（月）～7月31日（木）当日消印有効（郵送申込）

当日中（オンライン申込）

※8月1日（金）以降の消印のものや持参による申込みは受け付けできません。

(3) ヘルプデスク

ご不明な点は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。開設期間以外は、当センター資格制度課までお問い合わせください。

■国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスク■

TEL 0476-33-7158

開設期間 6月13日(金)～9月17日(水)
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

(4) 提出書類について

※オンライン申込をする場合、下記①～④のほか、詳細は「お知らせサイト」をご覧ください。

①受験申込書（【記入例1】を参照）

必ず、黒色又は青色の消せないインクのボールペンで記入してください。鉛筆や消えるボールペン等で記入した受験申込書は受理できません。

受験申込書を当センターウェブサイト等からダウンロードして作成し、郵送申込をする場合は、A4用紙に両面で印刷してください。

オンライン申込をする場合は、必要事項をすべて入力し、②の写真データを枠内に入れてください。

受験票や結果通知（合格証を含む）、宛名ラベル等については、コンピュータ対応漢字で印字させていただきます。

②写真

提出前6か月以内に肩から上の正面、無帽、無背景で撮影した写真又は写真データをご用意ください。上記以外のものや、スナップ写真を切り取ったもの、マスク・サングラスを着用のもの、不鮮明なものは、不備とし、受理しません。

郵送申込をする場合は、縦4.0cm×横3.0cm、裏面に氏名を記入した写真を受験申込書の所定欄に貼付してください。受験申込書を当センターウェブサイト等からダウンロードして作成する場合でも、写真データを入れてから印刷するのではなく、写真用紙に印刷された写真を貼付してください。

オンライン申込をする場合は、縦：横＝4：3の写真データを、①の受験申込書の枠内に入れてください。

写真は、消費生活専門相談員資格認定証や登録簿にも使用します。

③受験手数料払込票

郵送申込をする場合は、受験申込書（裏面）の所定欄に、「受領証」等（「振替払込請求書兼受領証」「明細票」「振込完了画面」等、振込日・振込人氏名・振込先・振込金額がわかるもの）のコピーを貼付してください。原本は手元に保管してください。

オンライン申込をする場合は、「受領証」等の写真データをご用意ください。

④試験の一部免除に係る書類（申請を行う者のみ。詳細は「9. 試験の一部免除措置の申請」、「記入例2～4」を参照）

区分Aの者：在籍証明書1枚

区分Bの者：採用予定書1枚

区分Cの者：実務経験証明書1枚

オンライン申込をする場合は、地方公共団体から受け取ったPDF形式・Word形式の書類データ、又は地方公共団体から受け取った印刷物を自身でPDF形式・JPEG形式・PNG形式にしたデータをご用意ください。

（5）受験時に配慮が必要な場合

身体の障がいなどで受験の際に配慮が必要な場合には、受験申込前に当センター資格制度課又はヘルプデスクまでご連絡ください。

（6）受験申込書等の提出方法（郵送申込をする場合）

受験申込書及び試験の一部免除に係る書類は、簡易書留にて郵送してください。

封筒サイズは問いませんが、書類を折る場合は写真が折れないようご注意ください。

封筒裏面には、受験申込者の住所、氏名を記載してください。

■ 郵送先 ■

〒270-1391 印西郵便局 私書箱7号 日本通信紙株式会社内
国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスク宛

※注意事項

※指定の様式（当センターウェブサイト等から今年度ダウンロードしたもの、又は今年度の受験要項に挟み込んであるもの）以外で作成した書類や、指定の様式の説明文、記入例、注意書き等を変更、削除等した書類は受理できません。また、記載内容の不備、添付書類の不備があった場合も、受理できません。補正や差し替えが必要な場合は、ヘルプデスクより電話、メール又は郵送にてご連絡しますが、その場合も受験申込受付期間内に再提出していただきます。期限を過ぎたものは受理できません。

※提出書類の内容について変更が生じた場合は、受験申込受付期間内にヘルプデスクへご連絡ください。特に住所・氏名の変更は、速やかにご連絡ください。ただし、受験申込書受付後の受験希望地の変更はできません。

※受験票（圧着はがき）は、受験申込書を受理した後、9月10日（予定）に特定記録郵便にて発送し、その旨を「お知らせサイト」に掲載します。9月16日（火）になっても到着しないときは、ヘルプデスクまで必ずご連絡ください。

※受験票（圧着はがき）到着後、速やかに内容を確認し、万が一誤り等があれば、9月17日（水）までにヘルプデスクにご連絡ください。

※試験当日まで、受験票の汚損や紛失をしないでください。

8. 受験手数料の納付

(1) 金額

受験手数料は、**14,300円**（税抜価格13,000円＋消費税額1,300円）です。

(2) 振込人名義、振込先

受験申込者本人の名義で、以下の、業務委託先名義の口座へお振り込みください。

振込人名義が受験者氏名と異なる場合や、地方公共団体等において複数名分をまとめて振り込む場合（団体振込）等は、予めヘルプデスクまでご連絡ください。

（ゆうちょ銀行からの振り込みの場合）

ゆうちょ銀行 口座番号：00150-7-392639 加入者名：日本通信紙株式会社 ニホンツウシンシ（カ）

（他行からゆうちょ銀行に振り込む場合）

ゆうちょ銀行 店名：〇一九店 店番：019 預金種目：当座 口座番号：0392639 加入者名：日本通信紙株式会社 ニホンツウシンシ（カ）

※受験手数料払込期間 6月13日（金）～7月31日（木）

※現金書留及び現金持参による申込みは受け付けできません。

※受験手数料の領収書は、「受領証」「明細票」の原本又は「振込完了画面」をもってかえさせていただきます。原本はお手元に保管してください。

※振込手数料はご負担ください。

※受験手数料を超過する金額が入金された場合、入金額から受験手数料及び振込手数料を控除して、その差額を返金します。ただし、この場合において、7月31日（木）17時までにキャンセルの申し出があった場合の取扱いは、「**10. 受験申込後のキャンセル**」を参照してください。

9. 試験の一部免除措置の申請

以下の①～③のいずれかに該当する方は、消費者安全法施行規則第8条の8第1項に基づき、申請により第2次試験を免除します。申請に必要な書類を受験申込書と共に提出してください。不備があった場合は、受験申込期限内に再提出していただきます。再提出がない場合や修正に応じていただけない場合は、申請がなかったものとして扱いますので、余裕をもって提出してください。

① 受験申込書を提出する際、地方公共団体における消費生活相談の事務に従事している者 ……**区分A**

② 受験申込書を提出する際、地方公共団体における消費生活相談の事務に従事することが既に決定されている者（採用予定者） ……**区分B**

③ 受験申込書を提出した日から遡って5年間※において、地方公共団体における消費生活相談の事務に通算して1年以上従事していた者 … **区分C**

※受験申込書提出日が2025年7月1日の場合、2020年7月1日以降の通算1年以上の実務経験が必要です。

※注意事項

- ※区分A～Cに該当し、免除の申請をする場合は、指定の様式（当センターウェブサイト等から今年度ダウンロードしたもの、又は今年度の受験要項に挟み込んであるもの）にて地方公共団体から証明を受け、提出してください。
- ※地方公共団体から消費生活相談業務等の事務を受託している団体から証明を受ける場合、証明内容には、委託元の地方公共団体名、委託元での在籍期間等の記載が必要です。詳細は、【記入例2～4】を参照してください。
- ※当該様式にて証明が行われた日から原則として2か月以内に受験申込書と共に提出してください。
- ※区分A～Cは、地方公共団体における消費生活相談の事務に限ります。国、独立行政法人は対象外です。また、ここでの「消費生活相談の事務」とは、消費者安全法第10条の3第2項に定める通り、第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号の規定に基づき都道府県又は市町村が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあっせんを指します。単に相談者の来所や電話を受け付ける業務や、相談カードチェック業務、啓発業務などの事務を指すものではありません。

10. 受験申込後のキャンセル

受験申込後のキャンセルは、以下の通りとします。

キャンセルの申し出日時	返金等
7月31日（木）17時まで	入金額から事務手数料（1,100円）及び振込手数料を控除して、その差額を返金します。①
7月31日（木）17時以降	返金はできません。

- ※キャンセルは、ヘルプデスクまで電話にてお申し出ください。返金手続用書類を郵送します。書類の返送がない場合や、書類に記載された連絡先が不正確である等のため連絡がとれない場合には、返金できないことがあります。
- ※受験申込書が受験申込受付期間経過後に提出された場合や、受験手数料納付後、受験申込受付期間に受験申込書が提出されない場合は、上記①に準じた金額を返金します。
- ※提出された書類は返却しません（受験申込受付期間経過後に郵送で提出された場合を除く）。
- ※受験手数料を次年度以降に繰越すことはできません。
- ※第1次試験を欠席する場合、連絡は不要です。

1 1. 第1次試験当日の注意事項等

(1) 必ず持参する物 ※文房具は、一切貸与しません。

①受験票（当日机の上に置く）

②黒鉛筆又はシャープペンシル

※上記以外は、マークシートの読み取りができません。

上記以外を使用した場合、採点対象外となります。

③消しゴム（電動は不可）

(2) 机の上に置く、又は、使用することができる物（1 1. (1) 以外）

＜事前申請が不要な物＞

①定規

②時計（通信機能、計算機能がない物。秒針音のしない物。スマートウォッチ等不可。音が出ないように設定する） ※時計がない会場もあります。

③ハンカチ、ティッシュ（箱や袋から出し、中身のみ）＊

④目薬（挙手をして試験監督員に許可を得てから使用する）＊

⑤ひざかけ（上着をひざかけとして使用する場合も含む。机の上に置くのは不可）＊

⑥無地の敷物（床に私物を置くために使用可）＊

※無地であればビニール袋や大判の紙でも構いません。新聞等、無地でない物を使用した場合は不正行為とみなします。

＜事前申請が必要な物＞

10月10日（金）までに当センターに申請し許可された場合、試験中、机の上に置くことができる物

⑦薬（目薬以外の物）＊

⑧拡大鏡（虫眼鏡等、机の上に置く形状の物）＊

※眼鏡や老眼鏡、身に付ける形状の物は事前申請不要です。眼鏡ケースは不可。

⑨補聴器（装着している場合でも、当日、確認させていただくことがあります）

⑩その他、身体的な事情等により使用が必要がある物（腰痛対策のクッション等）＊

※申請期限後の急な疾病、事故により⑦～⑩が必要となった場合は、医師の診断書を用意の上、試験前日までに当センター宛に電話で事情をお申し出ください。

(注) ＊がついている物については、当日、試験監督員が確認させていただきます。

辞書・参考書等、鉛筆削りは試験時間中の使用不可。

耳栓は使用不可（試験監督員の指示が聞こえないため）。

(3) 試験会場について

①受験票に記載された試験地（試験会場）以外では受験できません。

②試験会場に駐車スペースの用意はありません。公共交通機関をご利用ください。

③空調の温度調整が困難な場合があります。調節可能な服装で来場してください。

④試験時間中に日常的な生活騒音（航空機・自動車・風雨・空調の音など、試験監

督員の足音、他の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など）が発生した場合でも救済措置は行いません。

⑤換気のため、試験時間中も含め、ドア等を開放することがあります。

（４）受験上の注意

①10：10 までに着席してください。入室開始は 9：50 を予定しています。

②試験の開始及び終了は、試験監督員の時計を基準とします。

③試験開始後 30 分を超えて遅刻した場合（所定の座席に着席できなかった場合）は受験できません。交通事故、交通混雑、乗継などの事情は一切考慮しません。

④試験の内容についての質問には、一切お答えできません。

⑤昼食は各自でご用意ください。自席飲食可。ゴミは各自お持ち帰りください。

⑥試験時間中の飲食はできません。水分補給が必要な方は、ペットボトル（ラベルははがす）又は水筒に入った飲料のみ認めますが、足元に置いてください（缶飲料は不可）。水分補給の際は、挙手をして試験監督員に許可を得てください。

⑦試験中、受験申込書の写真と照合するため、試験監督員が声をかけることがあります。マスク着用の場合は、確認にご協力ください。

⑧試験中は、試験監督員の指示に従ってください。

⑨携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等は、試験時間中必ず電源をお切りください。試験時間中に使用した場合、不正行為とみなします。

⑩試験実施中に不正行為を発見した場合は、受験を中止させ、退場していただきます。また、試験監督員が、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者と判断した者には、受験を中止し、退場していただく場合があります。

⑪不正行為等（⑨⑩）があった場合は、採点を要しない者として取り扱います。また、合格認定後に虚偽又は不正の事実に基づいて受験していたことが発覚した場合、合格認定の決定を取り消します。不正受験者に対する返金はありません。

⑫午前及び午後の試験では、途中退出は認めません（やむを得ないトイレや体調不良の場合を除く）。棄権する場合には、各試験開始から 60 分経過後に限り退出を認めますが、この場合、試験問題の持ち帰りはできません。

⑬咳が出る方は、マスクを着用するなど、周囲の方への配慮にご協力ください。

1 2. 第 2 次試験当日の注意事項等

第 1 次試験合否結果通知を持参してください。

第 2 次試験の受付時間等詳細は、第 1 次試験合否結果通知に記載します。

携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等は、試験時間中必ず電源をお切りください。試験時間中に使用した場合、不正行為とみなします。

試験時間中は、録音・撮影を一切禁止します。

13. 第1次試験試験問題公表及び正答発表

10月20日（月）夜以降に、当センターウェブサイトに掲載します。

※論文試験の模範解答は掲載しません。

※試験問題に関するお問い合わせには回答しません。

※公表予定日時のお問い合わせにも回答しません。適宜ウェブサイトをご確認ください。

14. 結果通知等

（1）第1次試験

合否結果（圧着はがき）は、11月25日（予定）に特定記録郵便にて発送します。ご自身の第1次試験の得点結果も記載されています。合格者には第2次試験の案内も記載します。

※欠席者、棄権者については合否結果を通知しません。

（2）第2次試験

合否結果は、2026年1月9日（予定）に特定記録郵便にて発送します。合格者には合格証・認定証等も同封します。

なお、結果の発送に先立ち、2025年12月25日（予定）に、第2次試験免除申請者を含む最終合格者の受験番号を「お知らせサイト」に掲載します。

第2次試験の不合格者に対する翌年度の第1次試験の免除措置はありません。

※欠席者、棄権者については合否結果を通知しません。

【記入例 1】受験申込書

* 当該様式以外で作成した受験申込書は、受理できません
* 太枠内の全ての項目を入力又は記入してください

※受験番号

(事務局記入欄)

2025 年度 消費生活相談員資格試験 受験申込書			
1 試験を実施する登録試験機関	独立行政法人国民生活センター		
2 受験希望地 1つにチェック ☑してください。 (第1次試験)	☐ 1. 北海道 (札幌市) ☐ 2. 宮城県 (仙台市) ☐ 3. 秋田県 (秋田市) ☐ 4. 栃木県 (宇都宮市) ☐ 5. 埼玉県 (さいたま市) ☒ 6. 千葉県 (船橋市) ☐ 7. 東京都 (新宿区) ☐ 8. 富山県 (富山市) ☐ 9. 長野県 (長野市) ☐ 10. 静岡県 (静岡市) ☐ 11. 愛知県 (名古屋市) ☐ 12. 滋賀県 (大津市) ☐ 13. 大阪府 (大阪市) ☐ 14. 鳥取県 (鳥取市) ☐ 15. 岡山県 (岡山市) ☐ 16. 徳島県 (鳴門市) ☐ 17. 愛媛県 (松山市) ☐ 18. 福岡県 (福岡市) ☐ 19. 佐賀県 (佐賀市) ☐ 20. 大分県 (大分市) ☐ 21. 鹿児島県 (鹿児島市) ☐ 22. 沖縄県 (那覇市)		
(第2次試験)	☐ 1. 宮城県 (仙台市) ☐ 2. 神奈川県 (川崎市) ☐ 3. 愛知県 (名古屋市) ☐ 4. 大阪府 (大阪市) ☐ 5. 福岡県 (福岡市)		
(フリガナ)	タカナワ ハナコ		
3 氏 名	高輪 花子	4 性別	☐ 男 ☒ 女
5 生 年 月 日	(昭和) 平 47 年 10 月 1 日 (10月18日時点: 53 歳) (西暦 1972 年)		
(フリガナ)	〒108-8602 トウキョウト ミナトク タカナワ		
6 現 住 所	東京 港区 高輪 3-13-22 建物名、部屋番号 相模原マンション601 電話番号*: 090 (1234) 5678 ※受験申込書の記入内容に関する問い合わせ等に使用するため、概書で、平日の日中につながる番号を必ず記入すること。		
7 メールアドレス	hanako-takanawa@kokusen.go.jp 緊急連絡、各種通知発送連絡等で使用するため、読みやすい文字で記入すること。メールアドレスがない場合は「なし」と記入し、緊急連絡、その他の各連絡事項は、受験者自身で「お知らせサイト」より確認すること。		
8 試験の一部免除の申請 (注)	☐ 無 ☒ 有 (☒ 区分A、 ☐ 区分B、 ☐ 区分C)		
9 「消費生活専門相談員」資格保有の有無	☒ 有 (登録番号 123456789) ☐ 無		
独立行政法人国民生活センター 殿		2025 年 7 月 1 日	
上記のとおり、申込みを行います。			

(注)「有」の場合は、区分 A、B、C(消費者安全法施行規則第 8 条の 8 第 1 項に基づく場合)のいずれかにもチェックを入れること。また、消費者安全法施行規則第 8 条の 8 第 1 項の規定に該当する者であることを証する書類を添えること(詳細は受験要項 9~10 頁参照)。

★当試験の広報業務を改善するため、アンケートにご協力ください★
【回答は、個人が特定されない形で集計します。なお、回答内容は可否に影響しません】

質問 1. 国民生活センターでは、例年、4 月~7 月に、当試験のオンライン広告を配信しています。このオンライン広告をご覧になりましたか?

① 広告を見て消費生活相談員 ☒ アンケートにも是非ご協力ください(アンケート部分が無記入でも、不備にはなりません)。 ☐ かけにはならなかった

② 広告には見たが、既に当試験 ☐ ☐

③ 広告を見ていない、見たが ☐ ☐

質問 2. ご所属先を教えてください。(①~⑥いずれか 1 つに○、所属先名は自由記述)

① 国・地方公共団体・各種団体 ② 民間企業 ③ 自由・自営 ④ 学生 ⑤ 無職 ⑥ その他 ()

所属先名 ()

郵送申込の場合 : 受験手数料払込票貼付欄は裏面にあります
オンライン申込の場合 : 別途受験手数料払込票のデータをアップロードしてください

(写真)

郵送の場合
縦 4.0 cm×横 3.0 cm
※写真裏面に氏名を記入し、枠内に貼付

オンラインの場合
縦:横=4:3
※写真データを当枠内にアップロード

・受験申込前 6 か月以内に撮影した写真

・正面を向き、肩から上、帽子・マスク・サングラスは外して撮影

・無背景のもの

・白黒・カラーいずれも可

第 1 次試験受験希望地の 1 つにチェック(全員)

・第 2 次試験の免除の申請をせず、第 2 次試験を受験する場合、1 つにチェック

・免除の申請「有」の場合、当欄のチェックは不要(当記入例は、免除の申請をするケース)

・受験票や可否結果通知等は現住所に郵送します。

・平日の日中につながる電話番号を、必ず記入してください。

受験者への「お知らせメール」のほか、受験申込書の記入内容に関する問合せを送信します。受験要項 1 頁を必ず読んだ上で、「お知らせメール」を受信できるように設定してください。

「消費生活専門相談員」資格をお持ちの方は、「有」にチェックした上で、登録管理のため、現在有効な登録番号を必ず記入してください。

・第 2 次試験の免除の申請をしない場合、「無」にチェック
・「有」及び「区分」にチェックをした場合、必要書類も同封(オンライン申込をする場合はアップロード)してください。
受験要項「9. 試験の一部免除措置の申請」の注意事項を必ず読んだ上で提出してください。

【記入例 2】試験の一部免除を申請する場合（9. ①区分 A の例）

区分 A

独立行政法人国民生活センター殿

機関名 ◇◇市消費生活センター
職 名 所長
氏 名 品川 太郎
電話番号 △△△-△△△-△△△△

2025 年 6 月 21 日

在 籍 証 明 書

下記の者は、現に消費生活相談員として、実務に就いていることを証明します。

氏 名 高輪 花子

実務経験は以下のとおり

機関名	在籍期間
(記入例) 〇〇市消費生活センター	(記入例) 2020 年 4 月 1 日 ～本証明書作成日現在
◇◇市消費生活センター	2021 年 4 月 1 日 ～本証明書作成日現在

注 1 本証明書の提出に当たっては、当該相談員が所属する組織の長の証明が必要です。

本証明書の記入に当たっては、受験要項の【記入例 2】を参照してください。

注 2 「出産、育児、介護等のために休暇を取得している者」についても、実務に就いていることとみなし証明してください。なお、その場合は、欄外に当該事由をご記載ください。

注 3 当該様式にて証明が行われた場合、原則として 2 か月以内に受験申込用紙一式と共に提出してください。

注 4 当該様式以外で作成した**在籍証明書は、受理できません**。また、記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

押印は不要。

証明者は、センター長又は所属部署の責任者名で記入。地方公共団体から消費生活相談業務等の事務を受託している団体からの証明の場合は、受託団体名、代表者名で記入。

電話番号は、証明書の記入内容に関して問い合わせをする場合に使用します。

証明書作成日を記入。

機関名は、センター名又は消費生活相談実施部署名を記入してください。

地方公共団体から消費生活相談業務等の事務を受託している団体が証明書を発行する場合は、機関名は委託元の地方公共団体名（センター名又は消費生活相談実施部署名）を、**在籍期間は証明を受ける者がその委託元において実務に就いている期間（証明書作成日現在まで）を記入してください。また、その場合は、欄外(表の下)に受託期間も併せて記入してください。**

【記入例3】試験の一部免除を申請する場合（9. ②区分Bの例）

区分B

独立行政法人国民生活センター殿

機関名 ◇◇市消費生活センター
職 名 所長
氏 名 品川 太郎
電話番号 △△△-△△△-△△△△

2025 年 6 月 21 日

採用予定書

下記の者は、現時点において、消費生活相談員として採用する予定であることを証明します。

氏 名 高輪 花子

採用予定内容は以下のとおり

機関名	採用予定年月日
(記入例) 〇〇市消費生活センター	(記入例) 2025 年 11 月 1 日から
◇◇市消費生活センター	2025 年 9 月 1 日から

- 注1 本証明書の提出に当たっては、当該採用予定者が所属する組織に所属することを確認してください。本証明書の記入に当たっては、受験要項の【記入例3】を参照してください。
- 注2 当該様式にて証明が行われた場合、原則として2か月以内に受託機関に提出してください。
- 注3 当該様式以外で作成した採用予定書は、受理できません。また、訂正の場合は、必ず証明権限を有する者の職印で訂正してください。訂正箇所は証明書として無効となります。

押印は不要。

証明者は、センター長又は所属部署の責任者名で記入。地方公共団体から消費生活相談業務等の事務を受託している団体からの証明の場合は、受託団体名、代表者名で記入。

電話番号は、証明書の記入内容に関して問い合わせをする場合に使用します。

書類作成日を記入。

機関名は、センター名又は消費生活相談実施部署名を記入してください。

地方公共団体から消費生活相談業務等の事務を受託している団体が証明書を発行する場合は、機関名は委託元の地方公共団体名（センター名又は消費生活相談実施部署名）を、採用予定年月日は証明を受ける者がその委託元において実務に就く予定年月日を記入してください。また、その場合は、欄外(表の下)に受託期間も併せて記入してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【記入例 4】試験の一部免除を申請する場合（9. ③区分Cの例）

区分C

独立行政法人国民生活センター殿

機関名 ◇◇市消費生活センター
職 名 所長
氏 名 品川 太郎
電話番号 △△△-△△△-△△△△

2025 年 6 月 21 日

消費者安全法施行規則第8条の8第1項に係る
実務経験証明書

下記の者は、消費生活相談員として、直近5年間において、下記の期間実務に就いていた
ことを証明します。

氏 名 高輪 花子

実務経験は以下のとおり

機関名	期間
(記入例) 〇〇市消費生活センター	(記入例) 2021 年 4 月 1 日 ～ 2022 年 7 月 1 日
◇◇市消費生活センター	2022 年 4 月 1 日～ 2023 年 8 月 1 日

押印は不要。

証明者は、センター長
又は所属部署の責任
者名で記入。地方公共
団体から消費生活相
談業務等の事務を受
託している団体から
の証明の場合は、受託
団体名、代表者名で記
入。

電話番号は、証明書の
記入内容に関して問
い合わせをする場合
に使用します。

証明書作成日を記入。

- 注1 本証明書の提出に当たっては、当該相談員が所属する組織
本証明書の記入に当たっては、受験要項の【記入例4】を
- 注2 出産、育児、介護等のために休暇を取得した期間について
てください。なお、その場合は、欄外に当該事由とその期間
- 注3 直近5年間の中で、通算して1年以上となっているかを
う場合は、当該証明をもらう勤務期間が、合算して1年以
- 注4 当該様式にて証明が行われた場合、原則として2か月以
さい。
- 注5 当該様式以外で作成した実務経験証明書は、受理できませ
ず証明権限を有する者の職印で訂正してください。修正液等
りません。

機関名は、センター名又は消費生活相談実施部署名を記入して
ください。

2か所以上から証明をもらう場合は、合算して1年以上となっ
ているか確認してください。

地方公共団体から消費生活相談業務等の事務を受託している
団体が証明書を発行する場合は、機関名は委託元の地方公共団
体名（センター名又は消費生活相談実施部署名）を、期間は、
証明を受ける者がその委託元において実務に就いていた期間
を記入してください。また、その場合は、欄外（表の下）に受
託期間も併せて記入してください。

備考 直近5年間とは、受験申込書を提出した日から遡って5年間です。

例（受験申込書提出日 2025 年 7 月 1 日の場合）期間：2017 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日
⇒通算して1年以上だが直近5年間ではないため認められない。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

《参考 1》 第 1 次試験の出題形式

出題文や表記方法は変更する可能性があります

(1) マークシート式試験

以下の形式で出題します。解答用紙はマークシートを使用します。

三肢拐一式 (例)

それぞれの文章（ア～ウ）について、各問題文の指示に従い正答を 1 つ選んで、その記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

①○○○。

ア ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

ウ ○○

※上記例の場合、1問、1点

四肢折一式（例）

次の文章の〔 〕に入る最も適切な語句を、各文章に続けて示す選択肢の中から 1 つ
選び、解答用紙の解答欄にその番号をマークしなさい。

①○○○○○○○○○○○○○○○○[ア] ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

1. ○○○○ 2. ○○○○ 3. ○○○○ 4. ○○○○

※上記例の場合、1問、1点

○×下線式 (例)

次の文章のうち、下線部が2カ所*とも正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

*誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

①○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○○㉗○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○、①○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

※上記例の場合、1問、1点

単純○×式(例)

次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

①○○○。

②○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

③○○○。

※上記例の場合、3問、3点

(2) 論文試験

出題されたテーマ2つのうちから1つを選択し、指定語句（4つ）をすべて使用して、800字～1,000字で論述する形式です。

《参考 2》 勉強方法、参考図書・参考ウェブサイト一覧

試験参考図書

※以下の書籍は、受験希望者に対する試験参考図書の周知を目的に、掲載に関し公募したものです（当センターが内容について承認・監修等を行ったものではありません）。

（１）受験対策テキスト

書籍名 消費者問題入門（第 1 分冊） 2025 年度消費生活相談員資格試験 受験対策テキスト
消費者問題入門（第 2 分冊） 2025 年度消費生活相談員資格試験 受験対策テキスト
（各単元末に関連分野の 2022～2024 年度消費生活相談員資格試験問題解説付）

刊行年月 2025 年 4 月（予定）

出版元 公益社団法人全国消費生活相談員協会

価 格 9,500 円（税込み・送料別。2 冊セット価格）

入手方法 以下のウェブサイト経由又は FAX（03-5614-0743）で出版元宛に申込む

U R L <https://zenso.or.jp/>

> 出版物のご案内 > 出版物のご注文 > 書籍他 より申込み

（２）過去問題解説

書籍名 ①2021～2023 年 消費生活相談員資格試験 科目別過去問題集【問題編】・【解説編】
②2024 年度 消費生活相談員資格試験 オリジナル解説集

刊行年月 2025 年 4 月（予定）

出版元 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

価 格 ①7,000 円（税込み・送料込み。【問題編】・【解説編】2 冊セット価格）

②3,000 円（税込み・送料込み）

入手方法 以下のウェブサイト経由又はメール（tekikaku-jukenkoza@hyogo-c-net.com）で出版元宛に申込む

U R L <https://www.hyogo-c-net.com/>

> サイト内チラシに掲載の URL 又は QR コード より申込み

※万が一、上記書籍の記載内容に誤りや疑義があった場合、出版元へお問い合わせください

下表は、受験者の参考となる、公表・出版された（出版予定を含む）資料の一部です。

ウェブサイト名	URL
国民生活センター	https://www.kokusen.go.jp/
くらしの豆知識(※1)	https://www.kokusen.go.jp/book/data/mame.html
くらしの豆知識 セレクト版(※1)	https://www.kokusen.go.jp/book/data/mame_select.html
ウェブ版「国民生活」	https://www.kokusen.go.jp/wko/
発表情報	https://www.kokusen.go.jp/news/news.html
過去の試験問題	https://www.kokusen.go.jp/shikaku/exam.html
消費者庁	https://www.caa.go.jp
消費者白書(※2)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/
特定商取引法ガイド	https://www.no-trouble.caa.go.jp
消費者教育ポータルサイト	https://www.kportal.caa.go.jp
消費者政策・消費者問題の歴史	https://www.kportal.caa.go.jp/consumer/history/
消費者委員会（内閣府）	https://www.cao.go.jp/consumer/
製品安全ガイド（経済産業省）	https://www.meti.go.jp/product_safety/
国民のためのサイバーセキュリティサイト（総務省）	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/index.html
電気通信消費者情報コーナー（総務省）	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html
J-FLEC 金融経済教育推進機構	https://www.j-flec.go.jp
知るぽると（金融広報中央委員会）(※3)	https://www.shiruporuto.jp/public/

(※1) 出版物の紹介のサイトです。

(※2) 令和7年版の公表予定日は未定です。

(※3) アーカイブサイトです。

当センター独自の資格認定制度「消費生活専門相談員」資格との関係

1. 「消費生活専門相談員」資格とは

消費生活専門相談員資格認定制度は、1990 年の消費者保護会議（会長 内閣総理大臣）の決定に基づき、国民生活センターが実施する公的資格制度として創設されました。2003 年以降は、内閣総理大臣が認可する国民生活センターの中期計画に基づき、毎年度実施しており、「消費生活専門相談員」資格認定者の多くが消費生活センター等で活躍しています。

2016 年度から当センターは、消費者安全法に基づく「消費生活相談員資格試験」の登録試験機関として「消費生活相談員資格試験」を実施することになりましたが、この試験の合格者には、同時に「消費生活専門相談員」の資格を付与します。

2. 消費生活専門相談員資格認定制度のしくみ

- (1) 合格者には、「消費生活専門相談員」の資格も付与します（合格者全員に一律に付与します）。有効期間は 5 年間です。資格認定日（取得日）は、**2026 年 1 月 15 日**です。

既に「消費生活専門相談員」資格認定を受けている者が本試験に合格した場合、有効期限は 2026 年 1 月 15 日から 5 年間となりますが、取得日は変わりません。

- (2) 資格保有者の情報を管理するため、合格者には、「登録簿（氏名、住所等を記載いただくもの）」をご提出いただきます。予めご了承ください。

- (3) 有効期間の最終年度（更新年度）に資格更新講座を受講することにより資格を更新することができます。5 年後に更新するか否かを選択することが可能です。

3. 資格認定証の交付

資格認定証（カードタイプ）を交付します。

4. 消費生活専門相談員資格をとると…

(1) 国・地方公共団体への情報提供

当センターでは、消費生活相談員の採用を希望する国・地方公共団体等から照会を受け、消費生活専門相談員資格認定者の情報を提供しています（希望者のみ）。

(2) 資格更新講座

5 年ごとの資格更新には、原則として更新講座の受講が必要です。講座を通して、消費生活相談員として必要な最新の知識を身につけることができます。

5. 費用について

最初の 5 年間については、費用は一切かかりません（資格認定証再交付には別途手数料がかかります）。5 年後の更新時に、講座受講料と所定の手数料が必要です。

参考：2024 年度 資格認定証再交付手数料 1,850 円

2024 年度 更新講座受講料 1,700 円、更新手数料 4,300 円

